

関地区土地改良事業計画概要書

第1章 目 的

農業生産基盤である耕地の区画形状の改善，用排水路・道路・暗渠排水の整備，耕地の集団化等を総合的に実施し、耕地を農業機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうるようになるとともに、担い手の経営状態・土地利用方針等に合致した生産性の高い条件に整備することを目的とする。

第2章 地域の所在、現況及び地積

地域の所在

京丹後市久美浜町関地区内

現況及び地積

(単位：h a)

地 目	田	畑	樹園地	道水路	その他	計
面 積	25.0	0.7	0.2	2.0	—	27.9

地域環境の概況

本地区の東側は、府道野中小天橋停車場線、西側は、二級河川佐濃谷川、南側は、二級河川三原川に囲まれている。二級河川三原川を水源とした農業用水を反復利用した低平地に広がる中間農業地帯であり、水路にはドジョウ、アカザ、マルタニシ、オオタニシ、キタノメダカ等、農地にはウマノスズクサ、シバ、ハッカ、ウリカワ、ヒメコウガイゼキショウ、ミズマツバ、エゾノサヤヌカグサ、サンカクイ、ムツオレグサ、ヒメミソハギ、マンゴクドジョウツナギ等の水田雑草などが多く確認されるなど、水田地帯の生態系が存在している。

第3章 基 本 計 画

一般計画

(単位：h a)

換地工区	地 目 工 種	田	畑	樹園地	道水路	その他	計
	関地区	整 地 工	23.8	—	0.8	—	—
道水路工		—	—	—	3.3	—	3.3
非農用地		—	—	—	—	—	—
計		23.8	—	0.8	3.3	—	27.9

環境との調和への配慮

- ・水路底に土砂を確保するなどの配慮を行う。
- ・生き物の隠れ場となるような場所、脱出施設を水路に設ける。

- ・農地で、施工前に確認された植生は、隣接工区の類似環境に移動する。(マンゴクドジョウツナギ以外は、表土戻しとする。)
- ・植物、貝類を、地区内に隣接する既存水路に移設する。
- ・環境保全型農業を推進する。(減農薬栽培や冬期湛水等)

第4章 換地計画の要領

別紙のとおり

第5章 工事の内容及び管理の要領

工事の内容

工 種	数 量
整 地 工	A = 24.6 ha
道 路 工	L = 4.8 km
用 水 路 工	L = 3.4 km
排 水 路 工	L = 3.6 km
暗 渠 排 水 工	A = 10.5 ha

管理の要領

受益者の賦役により管理し、その費用は受益者負担とする。

第6章 費用の概算

総事業費 1,053,000千円

(単位：千円)

費 目	金 額	備 考
本 工 事 費	837,000	
測量及び試験費	108,000	
用地買収・補償費	15,000	
換 地 費	43,000	
小 計	1,003,000	
生産基盤付帯施設	50,000	
合 計	1,053,000	

第7章 効 用

(単位：千円)

費 目	金 額	備 考
作物生産効果	27,930	投資効果(参考) 1.14
営農経費節減効果	27,942	
維持管理費節減効果	△1,876	
耕作放棄地防止効果	584	
地籍確定効果	725	
その他効果	△47	
合 計	55,258	

第8章 他事業との関連 該当なし

第9章 計画概要図 別紙のとおり

換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

事業区域のほ場は狭小不整形であり、用排水路、農道も未整備であるため、区画整備を実施し、農業生産基盤を整備するものである。このため農地の集団化を図り、当該地域の農業経営の改善に資すよう換地計画を樹立する。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から3ヶ月以内までに、測量士、測量士補、または土地家屋調査士の測量した実測図に、隣接土地所有者の承諾書を添付して申し出があった場合、および登記簿地積と現況地積に著しい面積差が認められ、地元委員会等の申し出をもとに京丹後市が確認して是正すべきと判断される場合は、図測（現況平面図）による地積を従前の地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

換地区	区分	地帯別・グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
			位置選択	1戸当り目標団地 数	区画・畦畔の取扱い
関地区		大字別	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近で換地を定める。	1～3 団地	大区画は 100a～50a 上記で地形上やむをえないとき標準区画を 30a 固定畦畔とする。

(3) 非農用地の換地方針

該当なし

3. 土地の評価の方法及び清算方法

(1) 評価の方法

標準地を定め、これに対する各種条件（利用条件、自然条件等）の評価事項の良否の程度を判定して増減点する、「標準地比準方式」を採用する。

(2) 清算の方法

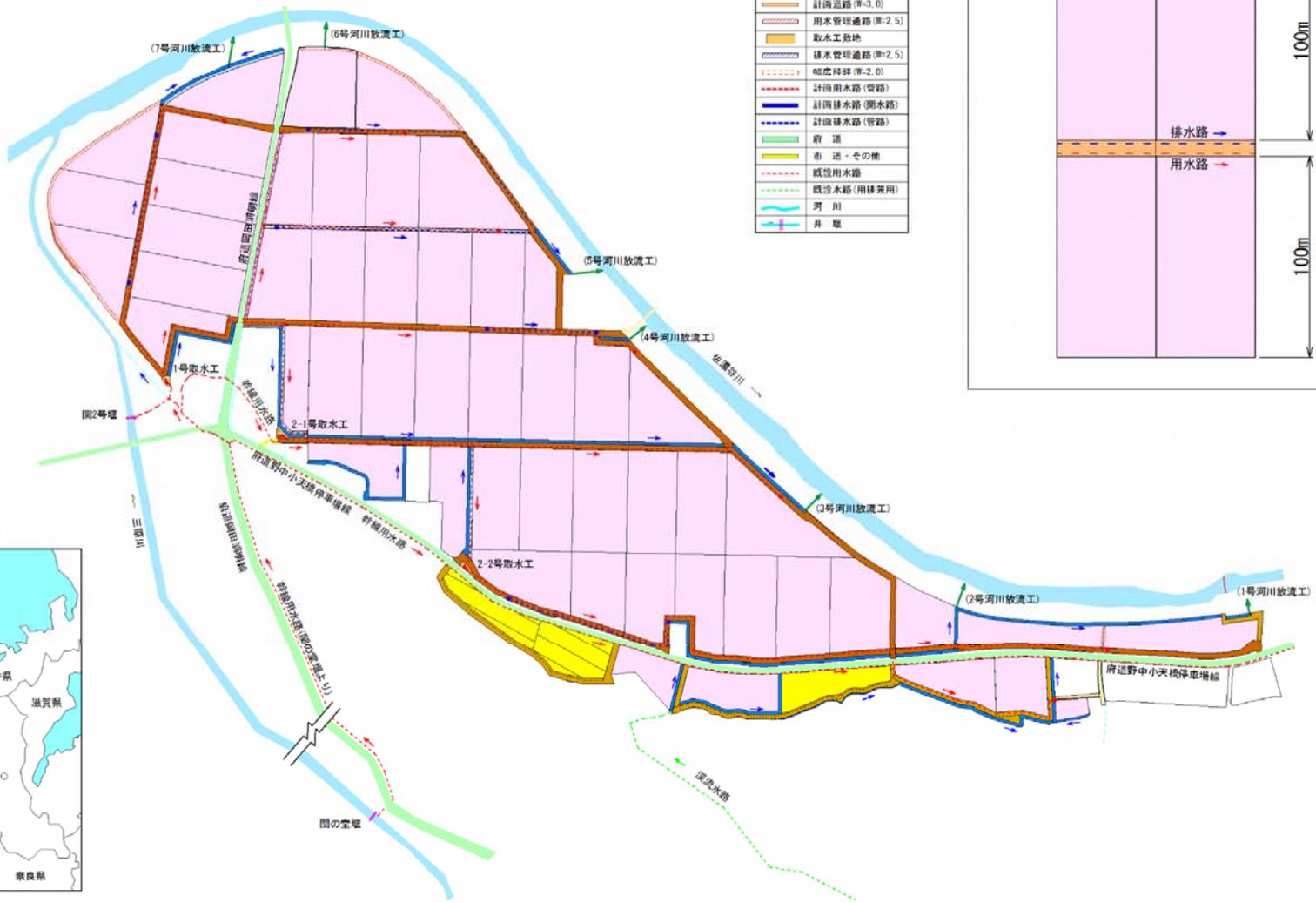
増価額比例地積清算方式（従前地比例）

4. 土地改良法第5条6項に規定する国有地等の編入承認

(単位：h a)

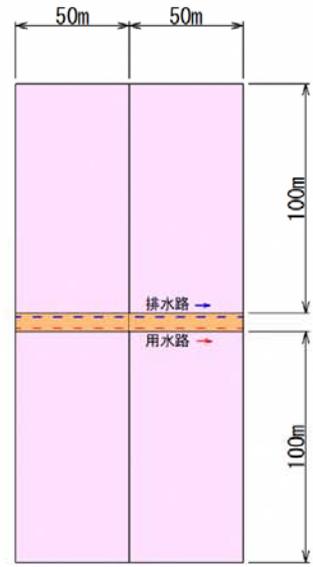
区分 換地区	用途	公用公共用地				一般国有地	合計
		国有地	府有地	市有地	計		
関地区	道路			2.5	2.5		2.5
	水路			0.8	0.8		0.8
	合計			3.3	3.3		3.3

計画概要図



凡例	
	稲作耕地
	畑地
	計画道路 (W=4.0)
	計画道路 (W=3.0)
	用水管理通路 (W=2.5)
	取水工敷地
	排水管理通路 (W=2.5)
	幅広幹線 (W=2.0)
	計画用水路 (管路)
	計画排水路 (開水路)
	計画排水路 (管路)
	府道
	市道・その他
	既設用水路
	既設水路 (用排水用)
	河川
	井眼

標準区画割図



位置図

